

## 中間財務諸表等（民間会計基準準拠）

### 国際金融等勘定

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当行の中間財務諸表（民間の会計基準に準拠して作成した中間財務諸表）は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 52 年大蔵省令第 38 号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）に準拠しております。

なお、前中間会計期間（自平成 17 年 4 月 1 日 至平成 17 年 9 月 30 日）は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

本財務諸表は国際協力銀行法（平成 11 年法律第 35 号）第 41 条に定める国際金融等業務にかかる財務諸表であります。

#### 2. 中間株主資本等変動計算書の作成について

当中間会計期間（自平成 18 年 4 月 1 日 至平成 18 年 9 月 30 日）は、中間株主資本等変動計算書の作成初年度であるため、前中間会計期間との対比は行っておりません。

#### 3. 監査証明について

当行は、第 7 期中間会計期間（平成 17 年 4 月 1 日から平成 17 年 9 月 30 日まで）の国際金融等勘定中間財務諸表について、中央青山監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。また、第 8 期中間会計期間（平成 18 年 4 月 1 日から平成 18 年 9 月 30 日まで）の国際金融等勘定中間財務諸表について、新日本監査法人による監査を受けており、その監査報告書は、中間財務諸表の直前に掲げております。

#### 4. 中間連結財務諸表について

当行は、子会社を有していないため中間連結財務諸表は作成しておりません。


# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月22日


国際協力銀行  
総裁 篠沢恭助 殿

## 新日本監査法人


指定社員  
業務執行社員 公認会計士

高尾幸治 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

菅原和信 

指定社員  
業務執行社員 公認会計士

森本哲也 

当監査法人は、貴行の委嘱に基づき、「経理の状況」のうち「中間財務諸表等（民間会計基準準拠）」に掲げられている国際協力銀行における国際金融等勘定の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第8期事業年度の中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、国際金融等勘定中間貸借対照表、国際金融等勘定中間損益計算書、国際金融等勘定中間株主資本等変動計算書及び国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、国際協力銀行における国際金融等勘定の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成18年4月1日から平成18年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

国際協力銀行と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

中間財務諸表等

(1) 中間財務諸表

国際金融等勘定中間貸借対照表

(資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第7期末 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
	現金預け金	448,285	4.57	660,055	6.78	636,786
有価証券	212	0.00	609	0.01	400	0.00
貸出金 1,2,3,4,5,6,7,9	8,172,388	83.34	7,855,990	80.67	8,080,007	81.92
その他資産 11,14	333,221	3.40	205,311	2.11	205,162	2.08
動産不動産 12	18,966	0.19	-	-	18,901	0.19
有形固定資産 12	-	-	18,509	0.19	-	-
無形固定資産	-	-	2,418	0.02	-	-
債券繰延資産	3,733	0.04	1,419	0.01	4,227	0.04
支払承諾見返金	975,429	9.95	1,139,823	11.71	1,066,099	10.81
貸倒引当金	146,172	1.49	145,831	1.50	147,963	1.50
資産の部合計	9,806,065	100.00	9,738,307	100.00	9,863,621	100.00

(負債及び純資産の部)

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間末 貸借対照表 (平成17年9月30日)		第8期中間会計期間末 貸借対照表 (平成18年9月30日)		第7期末 要約貸借対照表 (平成18年3月31日)	
	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)	金額	構成比(%)
	債券 10	1,777,685	18.13	2,120,441	21.77	2,043,963
借入金 11	5,215,435	53.18	4,619,984	47.44	4,906,569	49.74
その他負債	208,255	2.12	188,307	1.93	189,951	1.93
賞与引当金	628	0.01	601	0.01	632	0.01
退職給付引当金	10,647	0.11	10,117	0.10	10,213	0.10
支払承諾	975,429	9.95	1,139,823	11.71	1,066,099	10.81
負債の部合計	8,188,081	83.50	8,079,274	82.96	8,217,430	83.31
資本金	985,500	10.05	-	-	985,500	9.99
国際金融等勘定資本金	985,500	-	-	-	985,500	-
利益剰余金 13	632,483	6.45	-	-	660,690	6.70
国際金融等勘定準備金	709,148	-	-	-	709,148	-
中間(当期)未処理損失	76,664	-	-	-	48,457	-
資本の部合計	1,617,983	16.50	-	-	1,646,190	16.69
負債及び資本の部合計	9,806,065	100.00	-	-	9,863,621	100.00
株主資本	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定資本金	-	-	985,500	-	-	-
利益剰余金 13	-	-	-	-	-	-
その他利益剰余金	-	-	655,687	-	-	-
国際金融等勘定準備金	-	-	745,236	-	-	-
繰越利益剰余金	-	-	89,548	-	-	-
利益剰余金合計	-	-	655,687	-	-	-
株主資本合計	-	-	1,641,187	16.85	-	-
評価・換算差額等	-	-	-	-	-	-
繰延ヘッジ損益	-	-	17,845	-	-	-
評価・換算差額等合計	-	-	17,845	0.19	-	-
純資産の部合計	-	-	1,659,032	17.04	-	-
負債及び純資産の部合計	-	-	9,738,307	100.00	-	-

国際金融等勘定中間損益計算書

(金額単位:百万円)

期 別 科 目	第7期中間会計期間 損益計算書 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)		第8期中間会計期間 損益計算書 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)		第7期 要約損益計算書 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)	
	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)	金 額	百分比(%)
<b>経 常 収 益</b>	<b>166,156</b>	<b>100.00</b>	<b>171,311</b>	<b>100.00</b>	<b>331,248</b>	<b>100.00</b>
資金運用収益	159,758		166,782		319,119	
(うち貸出金利息)	(158,030)		(162,851)		(312,822)	
役務取引等収益	4,249		3,886		8,097	
その他業務収益	2,051		512		3,840	
その他経常収益	96		129		191	
<b>経 常 費 用</b>	<b>116,921</b>	<b>70.37</b>	<b>143,393</b>	<b>83.70</b>	<b>253,874</b>	<b>76.64</b>
資金調達費用	101,176		135,063		226,059	
役務取引等費用	762		399		3,212	
その他業務費用	645		665		1,275	
営業経費 <sup>1</sup>	6,947		7,216		14,140	
その他経常費用 <sup>2</sup>	7,390		48		9,186	
<b>経 常 利 益</b>	<b>49,234</b>	<b>29.63</b>	<b>27,918</b>	<b>16.30</b>	<b>77,373</b>	<b>23.36</b>
<b>特 別 利 益</b> <sup>3</sup>	<b>2,276</b>	<b>1.37</b>	<b>3,171</b>	<b>1.85</b>	<b>2,358</b>	<b>0.71</b>
<b>特 別 損 失</b>	<b>7</b>	<b>0.00</b>	<b>5</b>	<b>0.00</b>	<b>20</b>	<b>0.01</b>
<b>中 間 ( 当 期 ) 純 利 益</b>	<b>51,503</b>	<b>31.00</b>	<b>31,084</b>	<b>18.15</b>	<b>79,711</b>	<b>24.06</b>
<b>前 期 繰 越 損 失</b>	<b>128,168</b>		-		<b>128,168</b>	
<b>中 間 ( 当 期 ) 未 処 理 損 失</b>	<b>76,664</b>		-		<b>48,457</b>	

国際金融等勘定中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

(金額単位:百万円)

	株主資本				株主資本 合計	評価・換算差額等		純資産 の部 合計
	資本金	利益剰余金				繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等 合計	
	国際金融 等勘定 資本金	その他利益剰余金		利益剰余 金合計				
		国際金融 等勘定 準備金	繰越利益 剰余金					
平成18年3月31日 残高	985,500	709,148	48,457	660,690	1,646,190	-	-	1,646,190
中間会計期間中 の変動額								
国際金融等勘定 資本金増減	-	-	-	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 準備金繰入	-	36,087	36,087	-	-	-	-	-
国際金融等勘定 国庫納付	-	-	36,087	36,087	36,087	-	-	36,087
中間純利益	-	-	31,084	31,084	31,084	-	-	31,084
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	-	-	-	-	-	17,845	17,845	17,845
中間会計期間中 の変動額合計	-	36,087	41,091	5,003	5,003	17,845	17,845	12,841
平成18年9月30日 残高	985,500	745,236	89,548	655,687	1,641,187	17,845	17,845	1,659,032

国際金融等勘定中間キャッシュ・フロー計算書

(金額単位:百万円)

科目	期 別		
	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月 1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月 1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月 1日 至 平成18年3月31日)
<b>. 営業活動によるキャッシュ・フロー</b>			
中間(当期)純利益	51,503	31,084	79,711
減価償却費	433	618	955
貸倒引当金の増減( )額	24,980	2,131	23,190
賞与引当金の増減( )額	33	31	37
退職給付引当金の増減( )額	64	96	497
資金運用収益	159,758	166,782	319,119
資金調達費用	101,176	135,063	226,059
有価証券関連損益( )	22	48	26
為替差損益( )	192,559	9,855	334,982
動産不動産処分損益( )	6	-	18
有形固定資産処分損益( )	-	4	-
貸出金の純増( )減	484,631	261,550	760,051
債券の純増減( )	5,995	50,000	229,542
借入金(現金同等物を除く)の純増( )減	143,841	286,585	452,707
預け金(現金同等物を除く)の純増( )減	256,548	252,279	251,814
資金運用による収入	156,757	170,231	332,126
資金調達による支出	96,019	130,144	227,148
その他	176,410	7,956	290,453
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>103,199</b>	<b>207,270</b>	<b>309,522</b>
<b>. 投資活動によるキャッシュ・フロー</b>			
有価証券の取得による支出	124	249	309
有価証券の売却等による収入	1	-	1
動産不動産の取得による支出	136	-	440
有形固定資産の取得による支出	-	117	-
無形固定資産の取得による支出	-	139	-
動産不動産の売却による収入	3	-	11
有形固定資産の売却による収入	-	11	-
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>256</b>	<b>494</b>	<b>737</b>
<b>. 財務活動によるキャッシュ・フロー</b>			
国庫納付の支払額	19,964	22,179	34,726
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>19,964</b>	<b>22,179</b>	<b>34,726</b>
<b>. 現金及び現金同等物に係る換算差額</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
<b>. 現金及び現金同等物の増減額</b>	<b>82,979</b>	<b>229,945</b>	<b>274,058</b>
<b>. 現金及び現金同等物の期首残高</b>	<b>26,683</b>	<b>300,742</b>	<b>26,683</b>
<b>. 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高</b>	<b>109,662</b>	<b>70,797</b>	<b>300,742</b>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
1. 勘定の区分及び会計処理の方法	当行の勘定は、国際協力銀行法(平成11年法律第35号)第41条により、国際金融等業務と海外経済協力業務のそれぞれの業務ごとに経理を区分し、それぞれ勘定を設けて整理することとされており、国際金融等勘定と海外経済協力勘定の2つに区分経理しております。区分経理においては、それぞれの業務に直結する取引についてはそれぞれの勘定に、共通経費等については一定の配分率にてそれぞれの勘定に按分し、計上しております。	同 左	同 左
2. 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券のうち保有しているものは、すべて時価のない「その他有価証券」に分類され、移動平均法による原価法により行っております。	同 左	同 左
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。	同 左	同 左
4. 固定資産の減価償却の方法	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。	(1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) 無形固定資産 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(1) 動産不動産 動産不動産は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物：38年～50年 動産：2年～20年 (2) ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づく定額法により償却しております。
5. 繰延資産の処理方法	_____	(会計方針の変更) 債券発行差金は従来、資産として計上し、債券の償還期間にわたり均等償却を行って行いましたが、「金融商品に関する会計基準」(会計基準第10号平成18年8月11日)が一部改正され、改正会計基準の公表日以後	債権発行差金は債権の償還期限までの期間に対応し、債権発行費は商法の規定に準じて3年間で償却しております。

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
		<p>に終了する中間会計期間から適用することになったことに伴い、当中間会計期間から改正会計基準を適用し、債券は償却原価法(定額法)に基づいて算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行差金は2,347百万円、「その他負債」中の前受収益は207百万円、及び「債券」は2,140百万円、それぞれ減少しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行差金は、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(企業会計基準実務対応報告第19号平成18年8月11日)の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し、債券の償還期間にわたり均等償却を行うとともに未償却残高を債券から直接控除しております。</p> <p>債券発行費は従来、資産として計上し、商法の規定に準じて3年間で償却を行っておりましたが、「繰延資産の会計処理に関する当面の取扱い(実務対応報告第19号平成18年8月11日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これにより、従来の方法に比べ「債券繰延資産」中の債券発行費は20百万円増加し、「その他業務費用」中の債券発行費償却は同額減少するとともに、中間純利益は同額増加しております。</p> <p>なお、平成18年3月31日に終了する事業年度の貸借対照表に計上した債券発行費は、同実務対応報告の経過措置に基づき従前の会計処理を適用し3年間の均等償却を行っております。</p>	
6. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記	(1) 貸倒引当金 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記



	第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)	第 7 期 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日)
	<p>載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,297 百万円であります。</p>	<p>載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,508 百万円であります。</p>	<p>載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 5,489 百万円であります。</p>
	<p>( 2 ) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>	<p>( 2 ) 賞与引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>( 2 ) 賞与引当金</p> <p>賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。</p> <p>賞与引当金には、役員に係る引当金が含まれております。</p>
	<p>( 3 ) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度</p>	<p>( 3 ) 退職給付引当金</p> <p style="text-align: center;">同 左</p>	<p>( 3 ) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異：その発生年度に一括して損益処理しており</p>

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	に一括して損益処理しております。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。		ます。 また、退職給付引当金には、役員に係る引当金が含まれております。
7. 外貨建て資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同 左	外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
8. リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。	同 左	同 左
9. ヘッジ会計の方法	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、借入金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>	<p>(イ) 金利リスク・ヘッジ ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。</p> <p>ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段・・・金利スワップ ヘッジ対象・・・貸出金、債券</p> <p>ヘッジ方針 金利リスクをヘッジするため、対象債権・債務の範囲内でヘッジを行っております。</p> <p>ヘッジの有効性評価の方法 ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュフロー変動の累計等を比較し、両者の変動額等を基礎として判断しております。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ 同 左</p>

	第7期中間会計期間 (自平成17年4月1日 至平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自平成18年4月1日 至平成18年9月30日)	第7期 (自平成17年4月1日 至平成18年3月31日)
	等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。		
10. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	消費税及び地方消費税(以下、消費税等という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし動産不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。
11. (中間) キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。	同 左	キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び日本銀行への預け金であります。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

<p>第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>
<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当中間会計期間から適用しております。これによる中間純利益への影響はありません。</p>	<p>_____</p> <p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号平成17年12月9日)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日)を当中間会計期間から適用しております。 当中間会計期間末における従来の「資本の部」に相当する金額は1,641,187百万円であります。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表等規則及び銀行法施行規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則により作成しております。 (有限責任事業組合等に関する実務対応報告) 「有限責任事業組合及び合同会社に対する出資者の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第21号平成18年9月8日)が公表日以後終了する中間会計期間から適用されることとなったことに伴い、当中間会計期間から同実務対応報告を適用しております。これによる中間貸借対照表等に与える影響はありません。</p>	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日)を当事業年度から適用しております。これによる当期純利益への影響はありません。</p>

表示方法の変更

<p>第 7 期中間会計期間 (自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日)</p>	<p>第 8 期中間会計期間 (自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日)</p>
<hr/>	<p>「銀行法施行規則」(昭和 57 年大蔵省令第 10 号)別紙様式が「無          尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第 60 号          平成 18 年 4 月 28 日)により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後          開始される事業年度から適用されることになったこと等に伴い、          当中間会計期間から下記のとおり表示を変更しております。</p> <p>( 中間貸借対照表関係 )</p> <p>( 1 ) 「利益剰余金」に内訳表示していた「国際金融等勘定準備          金」及び「中間未処理損失」は、「その他利益剰余金」の「国          際金融等勘定準備金」及び「繰越利益剰余金」として表示して          おります。</p> <p>( 2 ) 純額で繰延ヘッジ損失 ( 又は繰延ヘッジ利益 ) として「そ          の他資産」( 又は「その他負債」) に含めて計上していたヘッジ          手段に係る損益又は評価差額は、評価・換算差額等の「繰延ヘ          ッジ損益」として相殺表示しております。</p> <p>( 3 ) 「動産不動産」は、「有形固定資産」「無形固定資産」又は          「その他資産」に区分して表示しております。</p> <p>( 4 ) 「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無          形固定資産」に含めて表示しております。</p> <p>( 中間キャッシュ・フロー計算書関係 )</p> <p>「動産不動産処分損益 ( )」は、中間貸借対照表の「動産          不動産」が「有形固定資産」「無形固定資産」等に区分された          ことに伴い、「有形固定資産処分損益 ( )」等として表示して          おります。</p> <p>また、「動産不動産の取得による支出」は「有形固定資産の          取得による支出」等として、「動産不動産の売却による収入」          は、「有形固定資産の売却による収入」等として表示しており          ます。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

第7期中間会計期間末 (平成17年9月30日)	第8期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	第7期末 (平成18年3月31日)
<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は71,339百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は177,697百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,714百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は248,107百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は47,333百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は125,628百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額に該当する債権はありません。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は136,419百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>	<p>1. 貸出金のうち、破綻先債権額は47,333百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、会社更正法又は金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の規定による更正手続開始の申立て、民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、破産法の規定による破産手続開始の申立て、商法の規定による整理開始又は特別清算開始の申立て又は手形交換所による取引停止処分を受けた債務者に対する貸出金であります。</p> <p>2. 貸出金のうち、延滞債権額は156,454百万円であります。</p> <p>なお、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>3. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は2,714百万円であります。</p> <p>なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上延滞している貸出金で、破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は141,007百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債</p>

第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)	第 8 期中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)	第 7 期末 (平成 18 年 3 月 31 日)
<p>権額の合計額は 499,859 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務 (債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ) の場において債務繰延べ (リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収支支援) が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金) との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、455,152 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、90,624 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 80,051 百万円) となっています。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム) を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議 (パリクラブ) で合意しています。具体的には、被災国の期日どおり</p>	<p>権額の合計額は 309,380 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務 (債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ) の場において債務繰延べ (リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収支支援) が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金) との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 18 年 9 月末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、355,033 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、21,544 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 12,956 百万円) となっています。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム) を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議 (パリクラブ) で合意しています。具体的には、被災国の期日どおり</p>	<p>権額の合計額は 347,510 百万円であります。</p> <p>なお、上記 1 . から 5 . に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>6 . 国際収支状況の悪化等により、公的対外債務 (債権者が国、貿易保険、輸出信用機関等の公的機関である債務) の返済が一時的に困難となった債務国に対しては、債権国会議 (パリクラブ) の場において債務繰延べ (リスケジュール) が国際的に合意され、債務国政府に対する一時的な流動性支援 (国際協調の枠組みの下での国際収支支援) が実施されます。この一時的な流動性支援の中で、債務国は IMF (国際通貨基金) との間で合意された経済改革プログラムを実施し、債務返済が継続されていくこととなります。当行の外国政府等に対する債権のうち、平成 17 年度末時点で、パリクラブにおいて債務繰延べ合意がなされている債権の繰延べ対象元本残高は、417,943 百万円となっています。</p> <p>かかる債権については、当行の公的債権者としての特性があるものの、民間金融機関との比較を容易にする観点から、債務者区分が要注意先となっている債務国向け債権のうち、債務繰延べ合意がなされている債権については、3 ヶ月以上延滞債権に該当するものを除き、原則として貸出条件緩和債権として分類しております。上記 4 . に掲げた貸出条件緩和債権のうち、かかる債権額は、20,470 百万円 (うち繰延べ対象元本残高は 10,890 百万円) となっています。</p> <p>7 . 平成 16 年 12 月のスマトラ沖大地震及びインド洋津波の被災国に関し、その被害の復旧・復興を支援する観点から、公的債権について被災国から要請がある場合は当面の債務支払猶予 (モラトリアム) を認めることにつき、我が国を含む主要債権国は、債権国会議 (パリクラブ) で合意しています。具体的には、被災国の期日どおり</p>

第7期中間会計期間末 (平成17年9月30日)	第8期中間会計期間末 (平成18年9月30日)	第7期末 (平成18年3月31日)
<p>の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成17年9月末時点で、パルクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,381百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 担保に供している資産はありません。</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,066,480百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成18年9月末時点で、パルクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,413百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,457,406百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>	<p>の債務支払を平成17年12月31日まで期待しないこと及び支払猶予された額につき1年間の据置期間を含む5年間の支払とすることを主要債権国は表明しており、平成18年3月末時点で、パルクラブに対しモラトリアムを要請してきた被災国はインドネシア及びスリランカの2カ国です。当該要請のあった被災国向けの本措置による支払猶予対象額は、9,410百万円となっております。</p> <p>本措置に関する債権については、国際的な枠組みの下で、債務者の返済能力には影響がなく、今次災害の被害からの復旧・復興を支援する観点から、一時的に債務の支払を猶予するとの方針にて一致したことに基づき貸出条件の変更を行っていることも踏まえ、上記1.から5.に掲げた債権には含めておりません。</p> <p>8. 同 左</p> <p>9. 当行の貸付は長期にわたるものが多く、一般に、顧客から貸付契約に定める資金用途に該当する融資実行の申し出を受けた場合に、貸付契約上規定された要件を満たしていることを確認のうえで、当行は、顧客の資金需要のうち一定の範囲内でかつ貸付残高が承諾額の範囲までとなる一定額の資金を貸し付けることを約しております。これらの契約に係る融資未実行残高は1,388,562百万円であります。</p> <p>10. 下記の債券については、銀行等との間に締結した債券の信託型デット・アサンプション契約（債務履行引受契約）に基づき債務を譲渡しております。従って、同債券に係る譲渡債務と同契約による支払金額を相殺消去しておりますが、同債券の債権者に対する当行の債券償還義務は債券償還時まで存続します。</p>



第 7 期中間会計期間末 (平成 17 年 9 月 30 日)		第 8 期中間会計期間末 (平成 18 年 9 月 30 日)		第 7 期末 (平成 18 年 3 月 31 日)	
銘柄	譲渡金額(百万円)	銘柄	譲渡金額(百万円)	銘柄	譲渡金額(百万円)
第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 5 回国際協力銀行債券	50,000	第 5 回国際協力銀行債券	50,000
第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000	第 7 回国際協力銀行債券	60,000
第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000	第 9 回国際協力銀行債券	50,000
		第 11 回国際協力銀行債券	50,000	第 11 回国際協力銀行債券	50,000
<p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ利益として「その他負債」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 10,377 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 105,602 百万円であります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 14,264 百万円</p> <p>13. 利益剰余金について 当行は国際協力銀行法第 44 条により、国際金融等勘定については準備金を積み立てております。</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,130 百万円を資産計上しております。</p>		<p>11. _____</p> <p>12. 有形固定資産の減価償却累計額 14,673 百万円</p> <p>13. 同 左</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当中間会計期間中に概算にて国庫に納付した金額については、中間貸借対照表上においてその他資産として 5,984 百万円を資産計上しております。</p>		<p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は 44,734 百万円、繰延ヘッジ利益の総額は 40,822 百万円であります。</p> <p>12. 動産不動産の減価償却累計額 14,446 百万円</p> <p>13. 同 左</p> <p>14. 概算国庫納付について 当行は国際協力銀行法第 44 条により国際金融等勘定の利益金の一部を国庫に納付していますが、当年度中に概算にて国庫に納付した金額については、貸借対照表上においてその他資産として 19,892 百万円を資産計上しております。</p>	

( 中間損益計算書関係 )

第 7 期中間会計期間 ( 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 17 年 9 月 30 日 )	第 8 期中間会計期間 ( 自 平成 18 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 9 月 30 日 )	第 7 期 ( 自 平成 17 年 4 月 1 日 至 平成 18 年 3 月 31 日 )
1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産           343 百万円 その他               90 百万円 2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 7,368 百万円を含んでおります。 3 . _____	1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産           321 百万円 その他               296 百万円 2 . _____ 3 . 特別利益には、貸倒引当金戻入益 2,131 百万円を含んでおります。	1 .減価償却実施額は下記のとおりであります。 建物・動産           692 百万円 その他               262 百万円 2 .その他経常費用には、貸倒引当金繰入額 9,158 百万円を含んでおります。 3 . _____

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成17年9月30日現在 現金預け金勘定 448,285百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 338,623百万円 現金及び現金同等物 109,662百万円	現金及び現金同等物の中間期末残高と 中間貸借対照表に掲記されている科目の 金額との関係 平成18年9月30日現在 現金預け金勘定 660,055百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 589,258百万円 現金及び現金同等物 70,797百万円	現金及び現金同等物の期末残高と貸借 対照表に掲記されている科目の金額との 関係 平成18年3月31日現在 現金預け金勘定 636,786百万円 当座預け金 (日銀を除く)・ 普通預け金・ 定期性預け金 336,044百万円 現金及び現金同等物 300,742百万円

## (リース取引関係)

第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)																																																																																																
<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>390 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>313 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>704 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>146 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>125 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>272 百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>243 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>188 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>432 百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>166 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>1年超</u></td><td><u>272 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>439 百万円</td></tr> </table> </li> <li>当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>87 百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>84 百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>5 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	390 百万円	<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>	合計	704 百万円	動産	146 百万円	<u>その他</u>	<u>125 百万円</u>	合計	272 百万円	動産	243 百万円	<u>その他</u>	<u>188 百万円</u>	合計	432 百万円	1年内	166 百万円	<u>1年超</u>	<u>272 百万円</u>	合計	439 百万円	支払リース料	87 百万円	減価償却費相当額	84 百万円	支払利息相当額	5 百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>381 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>313 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>695 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>241 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>188 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>430 百万円</td></tr> </table> </li> <li>中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>139 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>125 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>265 百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料中間会計期間末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>168 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>1年超</u></td><td><u>104 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>272 百万円</td></tr> </table> </li> <li>当中間会計期間の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>86 百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>82 百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>3 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	381 百万円	<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>	合計	695 百万円	動産	241 百万円	<u>その他</u>	<u>188 百万円</u>	合計	430 百万円	動産	139 百万円	<u>その他</u>	<u>125 百万円</u>	合計	265 百万円	1年内	168 百万円	<u>1年超</u>	<u>104 百万円</u>	合計	272 百万円	支払リース料	86 百万円	減価償却費相当額	82 百万円	支払利息相当額	3 百万円	<p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>取得価額相当額</td><td></td></tr> <tr><td>  動産</td><td>387 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>313 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>701 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却累計額相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>196 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>156 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>352 百万円</td></tr> </table> </li> <li>期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  動産</td><td>191 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>その他</u></td><td><u>156 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>348 百万円</td></tr> </table> </li> <li>未経過リース料期末残高相当額 <table border="0"> <tr><td>  1年内</td><td>167 百万円</td></tr> <tr><td>  <u>1年超</u></td><td><u>188 百万円</u></td></tr> <tr><td>合計</td><td>356 百万円</td></tr> </table> </li> <li>当期の支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失 <table border="0"> <tr><td>  支払リース料</td><td>175 百万円</td></tr> <tr><td>  減価償却費相当額</td><td>167 百万円</td></tr> <tr><td>  支払利息相当額</td><td>9 百万円</td></tr> </table> </li> <li>減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</li> <li>利息相当額の算定方法 リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</li> </ul>	取得価額相当額		動産	387 百万円	<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>	合計	701 百万円	動産	196 百万円	<u>その他</u>	<u>156 百万円</u>	合計	352 百万円	動産	191 百万円	<u>その他</u>	<u>156 百万円</u>	合計	348 百万円	1年内	167 百万円	<u>1年超</u>	<u>188 百万円</u>	合計	356 百万円	支払リース料	175 百万円	減価償却費相当額	167 百万円	支払利息相当額	9 百万円
取得価額相当額																																																																																																		
動産	390 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>																																																																																																	
合計	704 百万円																																																																																																	
動産	146 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>125 百万円</u>																																																																																																	
合計	272 百万円																																																																																																	
動産	243 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>188 百万円</u>																																																																																																	
合計	432 百万円																																																																																																	
1年内	166 百万円																																																																																																	
<u>1年超</u>	<u>272 百万円</u>																																																																																																	
合計	439 百万円																																																																																																	
支払リース料	87 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	84 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	5 百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	381 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>																																																																																																	
合計	695 百万円																																																																																																	
動産	241 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>188 百万円</u>																																																																																																	
合計	430 百万円																																																																																																	
動産	139 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>125 百万円</u>																																																																																																	
合計	265 百万円																																																																																																	
1年内	168 百万円																																																																																																	
<u>1年超</u>	<u>104 百万円</u>																																																																																																	
合計	272 百万円																																																																																																	
支払リース料	86 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	82 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	3 百万円																																																																																																	
取得価額相当額																																																																																																		
動産	387 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>313 百万円</u>																																																																																																	
合計	701 百万円																																																																																																	
動産	196 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>156 百万円</u>																																																																																																	
合計	352 百万円																																																																																																	
動産	191 百万円																																																																																																	
<u>その他</u>	<u>156 百万円</u>																																																																																																	
合計	348 百万円																																																																																																	
1年内	167 百万円																																																																																																	
<u>1年超</u>	<u>188 百万円</u>																																																																																																	
合計	356 百万円																																																																																																	
支払リース料	175 百万円																																																																																																	
減価償却費相当額	167 百万円																																																																																																	
支払利息相当額	9 百万円																																																																																																	

<p>第7期中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)</p>	<p>第8期中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>第7期 (自 平成17年4月1日 至 平成18年3月31日)</p>																		
<p>2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="212 412 536 528"> <tr> <td>1年内</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1年超</u></td> <td><u>1百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1年内	10百万円	<u>1年超</u>	<u>1百万円</u>	合計	12百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="694 412 1018 528"> <tr> <td>1年内</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1年超</u></td> <td><u>0百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1年内	1百万円	<u>1年超</u>	<u>0百万円</u>	合計	1百万円	<p>2. オペレーティング・リース取引 ・未経過リース料</p> <table data-bbox="1173 412 1497 528"> <tr> <td>1年内</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td><u>1年超</u></td> <td><u>1百万円</u></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5百万円</td> </tr> </table> <p>(減損損失について) リース資産に配分された減損損失は ありません。</p>	1年内	4百万円	<u>1年超</u>	<u>1百万円</u>	合計	5百万円
1年内	10百万円																			
<u>1年超</u>	<u>1百万円</u>																			
合計	12百万円																			
1年内	1百万円																			
<u>1年超</u>	<u>0百万円</u>																			
合計	1百万円																			
1年内	4百万円																			
<u>1年超</u>	<u>1百万円</u>																			
合計	5百万円																			

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金等を含めて記載しております。

前中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成17年9月30日現在）  
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成17年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	212
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	147
その他の非上場外国証券	52

当中間会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年9月30日現在）  
該当ありません。
3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間貸借対照表計上額（平成18年9月30日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	461,409
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	346
その他	460,800

前事業年度末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）  
該当ありません。
2. その他有価証券で時価のあるもの（平成18年3月31日現在）  
該当ありません。
3. 時価のない有価証券の主な内容及び貸借対照表計上額（平成18年3月31日現在）

(金額単位:百万円)

満期保有目的の債券	-
非上場外国債券	-
その他有価証券	134,200
非上場国内株式(店頭売買株式を除く)	12
非上場外国株式	-
その他の非上場国内証券	250
その他の非上場外国証券	136
その他	133,800

(金銭の信託関係)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

前事業年度末 (平成18年3月31日現在)  
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

前中間会計期間末 (平成17年9月30日現在)  
該当ありません。

当中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)  
該当ありません。

前事業年度末 (平成18年3月31日現在)  
該当ありません。

(デリバティブ取引関係)

前中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店 頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成17年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区 分	種 類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店 頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合 計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成17年9月30日現在)

該当ありません。



当中間会計期間末

(1) 金利関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
	金利オプション	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年9月30日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年9月30日現在)

該当ありません。

前事業年度末

(1) 金利関連取引(平成18年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	金利先物	-	-	-
店頭	金利先渡契約	-	-	-
	金利スワップ	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。  
 なお、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成18年3月31日現在)

(金額単位:百万円)

区分	種類	契約額等	時価	評価損益
取引所	通貨先物	-	-	-
店頭	通貨スワップ	-	-	-
	為替予約	-	-	-
	その他	-	-	-
	合計	-	-	-

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を損益計算書に計上しております。  
 なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の貸借対照表表示に反映されているものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成18年3月31日現在)

該当ありません。

(重要な後発事象)

該当ありません。

(2) その他

該当事項なし。